

35—04 P U D T

証人尋問の順序

1. 呼上げ、点呼

証人尋問期日において審判長は事件の呼上げをしたのち、点呼により当事者及び代理人の出欠を個別に確認する。

なお、証人は、期日に出頭することができない事由が生じたときは、直ちにその事由を明らかにして届け出なければならない（特施規 § 58 の 4、実施規 § 23⑫、意施規 § 19 ⑧、商施規 § 22⑤、⑥）。

2. 証人の人定質問

審判長は、出頭した証人の持参した証人呼出状を原本と照合したのち、証人の氏名、年齢、職業及び住所を尋問する。出頭した証人が証人呼出状を持参していないとき又は証人呼出状の提出が不要であるときは、証人等出頭カードの記載を求める。

持参された証人呼出状又は証人等出頭カードの記載内容が証人尋問申出書に記載されたものと異なっているときは、直ちに証人又は当事者に対して釈明を求める。町名、地番が変更されているときや、居所あるいは勤め先の所在地を住所としているときなど、住所に関する相違が比較的多い。その結果、尋問すべき証人であることが認められたときは、当事者に対して証人尋問申出書の補正を命じるとか、審判書記官に対して釈明の内容を調書に記載するように指示を与えるなど、必要な措置を行ったのち、審理を進める。

3. 宣誓書の朗読

(1) 証人の宣誓は、尋問の前にさせなければならない。ただし特別の事由があるときは、尋問の後にさせることができる（特施規 § 58 の 5①、実施規 § 23⑫、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑤、⑥、民訴規 § 112①）。

(2) 審判長は、宣誓前に宣誓の趣旨の説明、偽証の罰（特 § 199、実 § 59、意 § 72、商 §

81) の警告、及び証言を拒絶できる範囲（特 § 151→民訴 § 196、§ 197）の説明を行ったのち、在廷者全員を起立させて、「良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。」と記載した宣誓書を証人に朗読させ、これに署名させる（特施規 § 58 の 5②～⑤、実施規 § 23⑫、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑤、⑥、民訴規 § 112②～⑤）。

(3) 証人が宣誓書を朗読することができないときは、審判長は、審判書記官にこれを朗読させなければならない（特訴規 § 58 の 5③、実施規 § 23⑫、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑤、⑥、民訴規 § 112③）。

(4) 証人に日本語が通じない場合又は証人が耳の聞こえない者若しくは口がきけない者である場合であって、通訳人を立ち合わせるとき（特 § 146→民訴 § 154）、当該通訳人は、証人の場合に準じて宣誓を行う（特 § 151→民訴 § 216、§ 201）。通訳人が虚偽の通訳をしたときは虚偽通訳罪が適用される（特 § 199、実 § 59、意 § 72、商 § 81）。

4. 証言の際の注意事項の告知等

(1) (i) 審判長の方を向いてはっきり、ゆっくりと証言すること、(ii) 自己の経験したことだけを証言し、自分の意見は述べないこと、(iii) 聞かれたことだけに答えること、(iv) 自己の秘密に関することや、自己に不利な証言等は拒むことができるが、その申し出に際しては理由を聞かれること等、必要な注意事項を告知する。

(2) 複数の証人がいる場合は、どの証人より尋問するかを予め申請者側と相談しておいた順序で行うが、相談しておかなかったときはその場で相談して決定する。

(3) 調書の証人の陳述部分は、通常は録音テープに代える。そこで、審判長は、その旨を最初に告知する。

5. 証人の隔離

証人が数人いるときは、後に尋問する証人は退廷させ別室で待たせる隔離尋問が原則であるが、審判長は、必要があると認めるときは、後に尋問する証人を在廷させてもよい（特施規 § 58 の 13、実施規 § 23⑫、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑤、⑥、民訴規 § 120）。後に尋問する証人を在廷させるときは、両当事者に意見を聴く。

6. 尋問の順序

尋問は、以下の順序により行う（特施規 § 58 の 6、実施規 § 23⑫、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑤、⑥、民訴 § 202①、民訴規 § 113）。ただし、審判長は、適当と認めるときは、当事者の意見を聴いて以下の順序を変更することができる（特施規 § 58 の 6③、実施規 § 23⑫、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑤、⑥、民訴 § 202②）。

(1) 主尋問

証人尋問の申出をした当事者又は参加人が、尋問事項に従って立証すべき事項及びこれに関連する事項について尋問する。

(2) 反対尋問

主尋問に現れた事項及びこれに関連する事項並びに証人の証言の信用性に関する事項について尋問する。

(3) 再主尋問

反対尋問に現われた事項及びこれに関連する事項について尋問する。

(4) 補足尋問

当事者又は参加人は、審判長の許可を得て更に尋問することができる。

(5) 職権尋問

審判長は、必要があると認めるときはいつでも、自ら証人を尋問することができる（特施規 § 58 の 6③、実施規 § 23⑫、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑤、⑥、民訴規 § 113③）。

陪席審判官は、審判長に告げて証人を尋問することができる（特施規 § 58 の 6④、実施規 § 23⑫、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑤、⑥、民訴規 § 113④）。

(6) 対質尋問

審判長は、証言や供述が食い違う場合など、必要と認めるときは、証人と他の証人との対質を命じることができる（特施規 § 58 の 11、実施規 § 23⑫、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑤、⑥、民訴規 § 118）。対質を命じたときは、その旨を調書に記載しなければならない。また、対質を行うときは、審判長がまず証人を尋問することができる。

7. 質問の制限

審判長は、当事者の質問が上記 6. (1)～(3)に記載した事項以外の事項に関するものであって相当でないと認めるとき、又は禁止される質問（→35—05 の 2. ）にあたるときは、申立てにより又は職権で、その質問を制限することができる（特施規 § 58 の

7②、§ 58 の 8③、実施規 § 23⑫、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑤、⑥、民訴規 § 114②）。

8. 当事者の異議

当事者の尋問に対する審判長の許可又は不許可（→6.(4)）、又は上記7.に記載した質問の制限について当事者から異議の申立てがあったときは、合議により直ちに採否を決定し、この経過を証人尋問調書に記載する（特施規 § 58 の 10②、実施規 § 23⑫、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑤、⑥、民訴規 § 117②）。

9. 当事者尋問

- (1) 証人尋問の順序と同様であるが、宣誓をした上で当事者が虚偽の陳述をしたときは、証人と異なり過料の制裁を受ける（特 § 202→ § 151、民訴 § 207①、実 § 62、意 § 75、商 § 83）旨を諭示する。
- (2) 証人尋問では、原則として証人に宣誓させる義務があるのに対し、当事者尋問では、当事者に宣誓させるか否かは審判長の裁量による（特 § 151→民訴 § 207①）。実際には、出頭した当事者本人に宣誓するかを聞いてから、審判長が裁量により宣誓させるか否かを決めればよい。
- (3) 尋問を受ける当事者本人に代理人がないときは、審判長がその当事者本人に尋問する。
- (4) 当事者本人は、手続の主体であるから、他の当事者又は証人の後に尋問する場合であっても、当該他の当事者又は証人の尋問中、在廷できる（特施規 § 59 の 2、実施規 § 23⑫、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑤、⑥、民訴規 § 127）。

10. 鑑定人の陳述（→35—12）

（改訂 R2. 12）